（保管の委託を要しないこととなる空気銃の数）

第八十五条　令第三十三条第一項第二号ロの内閣府令で定める空気銃の数は、二丁とする。

第十一条の三十四中「別記様式第十二号の十九の八」を「別記様式第六十五号」に改め、同条を第七十四条とし、同条の次に次の九条を加える。

（年少射撃資格認定申請書）

第七十五条　法第九条の十三第一項の規定により認定を受けようとする者は、別記様式第六十六号の年少射撃資格認定申請書二通を提出するものとする。

（年少射撃資格認定申請書の添付書類等）

第七十六条　法第九条の十三第一項の内閣府令で定める添付書類は、次に掲げるとおりとする。

一　申請人の写真二枚

二　戸籍抄本及び住民票の写し（外国人にあつては、外国人登録証明書の写し又はこれに類する書類）

三　法第五条第一項第二号から第十八号までのいずれにも該当しない者であることを誓約する書面

四　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村（特別区を含む。）の長の証明書

五　第十二条第一項の規定により交付を受けた推薦書

六　申請人を監督することについての法第四条第一項第五号の二の規定による許可を受けた射撃指導員の同意書

2　同時に複数の年少射撃資格認定申請書を提出する場合において、法第九条の十三第一項の規定により提出することとされる前項第二号から第六号までに掲げる添付書類のうち、同一の内容となるものがあるときは、当該同一の内容となる書類については、一をこれらの年少射撃資格認定申請書のいずれか一に添付すれば足りる。

3　法第九条の十三第一項の規定により年少射撃資格の認定を受けようとする者は、次に掲げる書類を提示しなければならない。

一　第八十二条に掲げる年少射撃資格講習修了証明書

二　次条に掲げる年少射撃資格認定証（現に年少射撃資格の認定を受けている場合に限る。）

三　申請人を監督することとなる法第四条第一項第五号の二の規定による許可を受けた射撃指導員の当該許可に係る許可証の写し

（年少射撃資格認定証の様式）

第七十七条　法第九条の十三第二項の年少射撃資格認定証は、別記様式第六十七号のとおりとする。

（年少射撃資格認定証の亡失、盗難、滅失又は記載事項の変更の届出）

第七十八条　第三十二条の規定は、法第九条の十三第三項において準用する法第七条第二項の規定により都道府県公安委員会に届け出ようとする者について準用する。この場合において、第三十二条中「種類、番号及び発行年月日」とあるのは「番号及び発行年月日」と、「住所地又は法人の事業場の所在地」とあるのは「住所地」と読み替えるものとする。

（年少射撃資格認定証の書換えの申請）

第七十九条　第三十三条の規定は、法第九条の十三第三項において準用する法第七条第二項の規定により年少射撃資格認定証の書換えを受けようとする者について準用する。この場合において、第三十三条第一項中「別記様式第三十五号の銃砲刀剣類所持許可証書換申請書」とあるのは「別記様式第六十八号の年少射撃資格認定証書換申請書」と、「住所地又は法人の事業場の所在地」とあるのは「住所地」と、同条第三項中「申請人が法第四条第一項第一号の規定による許可を受けた者で都道府県公安委員会」とあるのは「都道府県公安委員会」と読み替えるものとする。

（年少射撃資格認定証の再交付の申請）

第八十条　法第九条の十三第三項において準用する法第七条第二項の規定により年少射撃資格認定証の再交付を受けようとする者は、別記様式第六十九号の年少射撃資格認定証再交付申請書二通に当該申請人の写真二枚を添えて、住所地を管轄する都道府県公安委員会に提出するものとする。

（年少射撃資格の認定のための講習会）

第八十一条　法第九条の十四第一項の年少射撃資格の認定のための講習会の講習を受けようとする者は、別記様式第七十号の年少射撃資格講習受講申込書二通に当該申込人の写真二枚を添えて、住所地を管轄する都道府県公安委員会に提出するものとする。

（年少射撃資格講習修了証明書の様式）

第八十二条　法第九条の十四第二項の年少射撃資格講習修了証明書は、別記様式第七十一号のとおりとする。

（年少射撃資格講習修了証明書の書換え又は再交付の申請）

第八十三条　第二十二条の規定は、法第九条の十四第三項において準用する法第五条の三第三項の規定により年少射撃資格講習修了証明書の書換え及び再交付を受けようとする者について準用する。この場合において、第二十二条中「別記様式第二十一号の講習修了証明書再交付等申請書」とあるのは、「別記様式第七十二号の年少射撃資格講習修了証明書再交付等申請書」と読み替えるものとする。

第十一条の三十三中「第十一条の二十及び第十一条の二十の二」を「第五十九条及び第六十条」に、「第十一条の二十第二号ハ」を「第五十九条第二号ハ」に、「別記様式第十二号の十六」を「別記様式第五十五号」に、「別記様式第十二号の十九の七」を「別記様式第六十四号」に、「、第十一条の二十の二」を「、第六十条」に、「第十一条の三十三」を「第七十三条」に、「第十一条の二十第二号ニ」を「第五十九条第二号ニ」に改め、同条を第七十三条とする。

第十一条の三十二中「第十一条の十九」を「第五十八条」に改め、同条を第七十二条とする。

第十一条の三十一を第七十一条とする。

第十一条の三十中「第六条の六」を「第二十二条」に、「別記様式第七号の五」を「別記様式第二十一号」に、「別記様式第十二号の十九の六」を「別記様式第六十三号」に、「を添えなければ」を「（外国人にあつては、外国人登録証明書の写し又はこれに類する書類）」に、「、外国人登録証明書」を「、外国人登録証明書の写し」に改め、「を添え（外国人登録証明書又はこれに類する書類については提示し）なければ」を削り、同条を第七十条とする。

第十一条の二十九中「別記様式第十二号の十九の五」を「別記様式第六十二号」に改め、同条を第六十九条とする。

第十一条の二十八中「第十一条の十六」を「第五十四条」に改め、同条を第六十八条とする。

第十一条の二十七中「第十一条の十五」を「第五十三条」に、「別記様式第十二号の十の」を「別記様式第四十八号の」に、「別記様式第十二号の十九の四」を「別記様式第六十一号」に改め、同条を第六十七条とする。

第十一条の二十六中「第十一条の十四」を「第五十二条」に、「別記様式第十二号の九」を「別記様式第四十七号」に、「別記様式第十二号の十九の三」を「別記様式第六十号」に改め、同条を第六十六条とする。

第十一条の二十五中「第十一条の十三」を「第五十一条」に、「別記様式第十二号の八」を「別記様式第四十六号」に、「別記様式第十二号の十九の二」を「別記様式第五十九号」に改め、同条を第六十五条とする。

第十一条の二十四中「第十一条の十二」を「第五十条」に、「別記様式第十二号の七」を「別記様式第四十五号」に、「別記様式第十二号の十九」を「別記様式第五十八号」に改め、同条を第六十四条とする。

第十一条の二十三中「第十一条の十」を「第四十七条」に改め、同条を第六十三条とする。

第十一条の二十二中「別記様式第十二号の十八」を「別記様式第五十七号」に改め、同条を第六十二条とする。

第十一条の二十一中「別記様式第十二号の十七」を「別記様式第五十六号」に改め、同条を第六十一条とする。